

鳥取県手話学習会開催事業費補助金募集要領

令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

令和 8 年度分の「鳥取県手話学習会開催事業費補助金」の交付を希望する者を次のとおり募集します。

1 目的

本補助金は、企業等又は手話学習グループが行う手話学習会^(注)に係る経費の支援を行うことによって、手話の普及を行い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すことを目的としています。

(注) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく教育課程として行われる授業を除く。
ただし、課外活動や有志による学習会は対象とする。

2 募集期間

1 募集期間	予算の範囲内で随時募集 ※原則、先着順
2 提出期限	手話学習会の開催日の 20 日前まで 最終提出期限：令和 9 年 2 月 28 日

3 申請方法

補助金交付申請書を作成し、提出期限までに郵送、持参のいずれかの方法により、1部を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

なお、申請に必要な書類の様式は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のホームページ(<https://www.tottori-wel.or.jp/p/soumu/4/1/>)からダウンロードできます。

4 交付要件及び補助額

1 補助対象団体	(1) 手話学習会を開催する鳥取県内に事業所を置く企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の事業者 (2) 手話学習者 10 名以上で構成する鳥取県内で活動する手話学習グループ(手話サークルを除く)
2 補助対象経費	手話学習会の開催に要する次の経費 報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、使用料及び賃借料 ※補助金の交付決定日以前に支出された経費は、補助対象外 ※当該補助金以外の当該事業に伴う収入がある場合は、その額を控除した額
3 補助率	10 / 10
4 補助額	手話学習会の開催 1 回当たり 15 千円(上限) 開催回数は、補助対象団体当たり年 6 回(上限)

5 補助対象者の選定方法

原則として先着順とします。なお、同着で一方を選択する場合は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会長による抽選とします。

6 申込・問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 総務部
電話：0857-59-6331
ファクシミリ：0857-59-6340
メール：soumu@tottori-wel.or.jp

鳥取県手話学習会開催事業費補助金

【事務の流れ】

補助金交付申請

補助金交付申請書を提出

提出期限 手話学習会実施日の20日前まで
(最終提出期限 令和9年2月28日まで)

提出書類 交付申請書、事業計画書、収支予算書

<審査>
※原則先着順に審査します。

<審査・交付決定>

補助金交付申請書を審査し、交付要件を満たすことを審査し、「補助金交付決定通知書」を県社協から送付します。

学習会開催

手話学習会を開催

次のような変更がある場合は、**県社協**の承認が必要です。

- ・補助対象経費総額の3割を超える増減を伴う場合
- ・補助金額の増額を伴う変更
- ・その他事業の内容に大幅な変更が認められる場合

補助金実績報告

補助金実績報告書を提出

提出期限 手話学習会完了日から20日を経過する日まで

提出書類 実績報告書、事業報告書、収支決算書、領収書等の写し、口座振込依頼書

<検査・額の確定>

補助事業が適正に行われたことを確認し、「補助金の額の確定通知書」を**県社協**から送付します。

<精算払い>

補助金を指定口座に振り込みます。